

○岡山県警察広報活動規程

(昭和 52 年 4 月 1 日警察訓令第 9 号)

改正 昭和 63 年 9 月 12 日警察訓令第 16 号 平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号
平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号 平成 2 年 2 月 9 日警察訓令第 1 号
平成 5 年 1 月 22 日警察訓令第 2 号 平成 7 年 8 月 17 日警察訓令第 18 号
平成 10 年 4 月 30 日警察訓令第 16 号 平成 13 年 5 月 21 日警察訓令第 14 号
平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号 平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号
平成 15 年 3 月 26 日警察訓令第 15 号 平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号
平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号 令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号
令和 3 年 5 月 11 日警察訓令第 11 号 令和 5 年 7 月 28 日警察訓令第 38 号
令和 5 年 9 月 27 日警察訓令第 51 号

岡山県警察広報活動規程を次のように定める。

岡山県警察広報活動規程

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察(以下「県警察」という。)における広報活動を効率的かつ適正に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第 2 条 この規程において、広報活動とは、県民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、警察業務及び活動の実態をあらゆる方法で県民に伝える諸活動をいう。

(広報事務)

第 3 条 この規程において、広報事務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究
- (2) 警察職員に対する広報活動に関する教養及び指導
- (3) 広報資料の収集、管理及び提供
- (4) ホームページ、映像、広報紙その他の広報媒体を活用した広報
- (5) 県民生活に関連の深い警察に関する法令、条例、規則等の周知徹底
- (6) 警察の運営方針及び活動状況の広報
- (7) 新聞、テレビ、ラジオその他の広報媒体の活用及びこれに対する便宜供与
- (8) 官公庁その他の団体との広報活動に関する連絡
- (9) 報道機関に対する発表その他の報道連絡
- (10) その他広報活動に必要な事項

(職員の心構え)

第 4 条 警察職員は、自らが広報活動の実施者であることを自覚し、あらゆる機会を活用して、積極的に広報活動の推進に努めるよう心掛けなければならない。

(広報事務の総合的推進)

第5条 警務部総務統括官(以下「総務統括官」という。)は、県警察における広報活動の総合的な企画及び調整を行うものとする。

2 警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)は、広報事務の個別的な企画推進及び連絡調整を行うものとする。

3 各部の主管課長は、部内における広報事務のうち重要事項について必要な調整を行うものとする。

(所属における広報活動の推進)

第6条 所属長は、その所管事務につき社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広報活動の推進に努めるものとする。

(広報官の任務)

第7条 警務部広報官(以下「広報官」という。)は、県民広報課長を補佐し、報道機関に対する発表、発表の立会、報道連絡その他の広報事務を掌理するものとする。

(広報事務担当者)

第8条 広報事務を円滑に運営するため、所属に広報事務担当者を置き、次長(副署長、副隊長及び副校長を含む。以下同じ。)をもってこれに充てる。

2 広報事務担当者は、常に広報官と緊密な連絡を保ち、所属における広報事務の企画及び推進に当たるとともに、広報事務の計画的かつ効果的な運用を図らなければならない。

(会議)

第9条 総務統括官は、広報事務の連絡調整及び広報活動の総合的な効果を高めるため、必要と認める場合は本部各所属の広報事務担当者及び指名する職員の出席を求め、広報連絡会議を開くものとする。

2 広報官は、広報活動の効果を高めるために必要があると認める場合は、岡山県警察本部の会議に関する規程(平成10年岡山県警察訓令第15号)第1条第2項の企画担当者会議の主催者に当該会議の開催を要請し、当該会議に出席して総合的な協議・調整を行うものとする。

(報告及び資料の提出)

第10条 所属長は、次に掲げる事項のうち大きな社会的反響が予想されるものについては写真その他の資料を添付して、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(1) 重要又は特異な事件・事故の発生及び処理状況

(2) 県警察に関する記念行事及び催物

(3) 所掌事務のうち、特に県民に広報すべき業績及び県民に要望若しくは協力を要請する事項

(4) その他特に重要と認められるもの

2 所属長は、特に重要と認められる広報活動に係る実施計画及び広報上参考となる事項について、適宜、警察本部長に報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、広報活動を実施するために必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 12 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 63 年 9 月 12 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成元年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 2 年 2 月 9 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、平成 2 年 2 月 9 日から施行する。

附 則(平成 5 年 1 月 22 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 8 月 17 日警察訓令第 18 号)

この訓令は、平成 7 年 8 月 17 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 30 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 21 日警察訓令第 14 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 15 年 3 月 26 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

〔略〕

附 則(令和 3 年 5 月 11 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 28 日警察訓令第 38 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 27 日警察訓令第 51 号)

この訓令は、公布の日から施行する。